

令和5年7月14日
公益社団法人北海道観光振興機構

令和5年度 アドベンチャートラベル推進事業
商品造成に向けた国内連携事業の企画提案を公募します

平素より当機構事業につきましてご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

これまで行なってきたアドベンチャートラベル（以下「AT」と言う。）に関する事業より、欧米のAT事業者は、北海道のみの1地域の商品ではなく、日本全国の商品との連携を求めていることが明確になった。そこで当機構では、昨年度に引き続き、北海道と国内他地域を繋ぐ長期AT商品を造成することを目的とし、AT商品を造成する北海道内ツアーオペレーターを支援するため現地調査および商談会を実施することとし、下記のとおり企画提案を募集いたします。

記

1. 事業名

令和5年度 アドベンチャートラベル推進事業 商品造成に向けた国内連携事業

2. 事業目的

北海道と国内他地域を繋ぐ長期AT商品を造成することを目的とし、AT商品を造成する北海道内ツアーオペレーターを支援するため現地調査および商談会を実施する。現地調査では、国内他地域として需要が高く、販売を目指した商品造成をする上で汎用性が高い東京エリアでのATコンテンツを調査する。商談会では、東京エリアの商品を取扱う道外ツアーオペレーターとの関係を構築および強化するとともに、体験事業者との関係を構築し、国内連携AT商品を継続して造成する体制を構築する。

3. 応募方法

募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

4. 今後のスケジュール（予定）

7月14日（金）	公示
7月21日（金）	事業説明会
7月26日（水）	企画提案の参加表明期限
8月4日（金）	企画提案書の提出期限
8月8日（火）	審査会（ヒアリング審査）の実施（予定） ※4社以上応募の場合は7日（月）に書類による予備審査、8日（火）に上位3位の事業者の本審査（ヒアリング審査）を行う
8月中旬	委託事業者決定、契約締結、事業の実施

5. 問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
北海道経済部観光局観光振興課内
公益社団法人 北海道観光振興機構
AT推進部 竹田 晴香
Email h_takeda@visithkd.or.jp TEL 011-206-6951

以上

**令和5年度 アドベンチャートラベル推進事業
商品造成に向けた国内連携事業
企画提案募集要領（企画提案指示書）**

1. 事業目的

北海道と国内他地域を繋ぐ長期 AT 商品を造成することを目的とし、AT 商品を造成する北海道内ツアーオペレーターを支援するため現地調査および商談会を実施する。現地調査では、国内他地域として需要が高く、販売を目指した商品造成をする上で汎用性が高い東京エリアでの AT コンテンツを調査する。商談会では、東京エリアの商品を取扱う道外ツアーオペレーターとの関係を構築および強化するとともに、体験事業者との関係を構築し、国内連携 AT 商品を継続して造成する体制を構築する。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち 1 者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

5,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

- (1) 委託期間：契約締結日から令和 6 年 2 月 29 日（木）まで
- (2) 業務スケジュール
 - 7 月 14 日（金） 公示
 - 7 月 21 日（金） 事業説明会
 - 7 月 26 日（水） 企画提案の参加表明期限
 - 8 月 4 日（金） 企画提案書の提出期限

- 8月8日(火) 審査会(ヒアリング審査)の実施(予定)
 ※4社以上応募の場合は7日(月)に書類による予備審査、8日(火)に上位3位の事業者の本審査(ヒアリング審査)を行う
- 8月中旬 本見積書の提出、委託事業者決定、契約締結、事業の実施
- 2月29日(木) 事業実績報告書の提出

7. 業務委託内容(企画提案事項)

(1) 現地調査の実施

① 実施内容および目的

- (ア) 東京エリアのAT商材について現地調査を実施する。
- (イ) 調査結果をふまえてアドバイザーを交えながら意見交換会を実施する。現地での取組みから知識や学びを得る場を提供するとともに、参加者間で課題を共有する。また、北海道と東京エリアを繋ぐ長期コース造成に向けた意見交換を行なう。
- (ウ) 北海道内ツアーオペレーターに対し、アドバイザーより講義を行なう。

② 実施場所・期間・時期

- (ア) 場所：東京・多摩エリア
- (イ) 期間：2泊3日
- (ウ) 時期：令和5年11月下旬～12月中旬

③ 実施内容

- (ア) 初日に各地より東京都内集合、午後にはアドバイザーより講演(※詳細は7.(1)④(イ)参照)を実施し、その後ブリーフィング
- (イ) 翌日から2日間現地調査および意見交換会(多摩エリア予定)
- ・ 2種類以上のアクティビティを行程に含めること
 - ・ 意見交換会は、毎日アクティビティ終了後に実施すること
- ※最終的に観光機構との打合せを経て行程を決定

④ 参加対象

- (ア) 北海道内ツアーオペレーター 8社以上
- ・ 北海道内のAT商品を造成、販売するツアーオペレーター
 - ・ 原則1事業者1名
- ※東京都内に同社の東京エリア造成担当が別で存在する場合、追加1名を可とするが、全体で最大2社までとする。
- ※AT商品造成・販売に係る実務担当者が望ましい
- ・ 商談会に必ず参加すること
- (イ) アドバイザー 2名以上
- 次に示す条件をすべて満たすこと。
- ・ ATに知見があり、意見交換会にて課題に対するアドバイスができる方
 - ・ 欧米AT事業者との商談経験や販売実績があり、国内連携に向けた心構えや商品造成のポイント等日本全国の商品を造成する上で重要な点について、経験談を踏まえながら北海道内ツアーオペレーターへ講義を実施することができる方。講義は一人30分～1時間程度を想定する。講義のテーマは観光機構と協議の上決定する。

※最終的に観光機構と協議の上決定する

⑤ 業務内容

- (ア) 全体の企画
- (イ) 現地調査の企画・運営、必要なアクティビティやガイドの手配
- ・ 全体参加人数により適切なガイド数を手配すること
- (ウ) 意見交換会および研究会の企画・運営、会場の手配
- (エ) 参画事業者およびアドバイザーへの連絡・調整
- (オ) 行程に含まれる参画事業者およびアドバイザーの旅行手配
- (カ) 参画事業者・アドバイザーからの意見集約および事業実績報告書への反映

⑥ 見積に含める項目

- (ア)企画費
- (イ)管理運営費
- (ウ)アクティビティ代金(ガイド料金、ガイド交通費含む)
- (エ)集合から解散までの参画事業者およびアドバイザーの旅行手配内容に関わる費用および3日目の宿泊代
- (オ)参画事業者(北海道内ツアーオペレーター)の出発地と集合・解散場所との間の往復航空券代金
- (カ)アドバイザーの出発地と集合・解散場所との間の往復交通費
- (キ)必要に応じたアドバイザーへの謝金(1名1時間あたり10,000円を上限とする。)
- (ク)意見交換会会場費
- ⑦ 見積りに含めない項目
 - (ア)参画事業者(北海道内ツアーオペレーター)の前後泊費
 - (イ)参画事業者(北海道内ツアーオペレーター)の出発空港までの交通費および帰着空港からの交通費
 - (ウ)アドバイザーの前後泊費
- ⑧ 成果物
現地調査に関する実施内容と成果についてまとめ、事業実績報告書に反映すること。

(2) 商談会の実施

- ① 実施目的
 - (ア)各事業者が新規企画・造成分を含めた自社のAT商品を発表し、参画事業者間で情報を共有すると共に、北海道と国内他地域を繋ぐ長期のAT商品造成を目指し、北海道内ツアーオペレーターと北海道外ツアーオペレーター間にて商談を行なう
 - (イ)北海道内ツアーオペレーターと北海道外ツアーオペレーターとの関係構築および強化
 - (ウ)北海道内ツアーオペレーターと体験事業者との関係構築(自社内で東京エリアのAT商品を造成する場合)
- ② 実施場所・時期・時間
 - (ア)場所:東京都内
 - (イ)時期:令和5年11月下旬~12月中旬
 - ・ 上記(1)の現地調査の翌日に実施すること
 - (ウ)商談時間:商談1枠20~30分
- ③ 参加対象および参加条件
 - (ア)北海道内ツアーオペレーター 8社以上
 - (イ)東京または東京近郊のAT商品を取扱う北海道外ツアーオペレーター 3社以上
 - (ウ)東京または東京近郊のAT商品を取扱う体験事業者 2社以上上記(ア)(イ)(ウ)共通
 - ・ 1事業者最大3名まで
 - ・ 少なくとも1名は現地参加、2人目以降はオンライン参加を可とする
 - ・ オンライン参加する場合は、参画事業者がPCを用意すること
- ④ 業務内容
 - (ア)参加者のとりまとめ・案内など事務局業務全般
 - (イ)会場・備品手配、会場側との調整業務
 - ・ オンライン会議に適した通信環境の整った会場を手配すること
 - (ウ)商談会の運営、商談スケジュールの作成
 - (エ)アンケート実施、集計、分析
 - (オ)成果物の回収
- ⑤ 見積りに含める項目
 - (ア)企画費
 - (イ)管理運営費

- (ウ)会場費および備品
- (エ)アンケート実施・報告書作成経費

⑥ 成果物

北海道内ツアーオペレーターが北海道+東京または東京近郊を繋ぐ AT 商品 1 コース以上を造成し、提出すること。参画道外ツアーオペレーターまたは参画体験事業者との連携商品や、自社グループ内東京エリア営業所・支店あるいはグループ内事業者との連携商品も可能とする。

(3) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

(4) その他

上記以外に、現地調査および商談会の充実を図る提案があれば盛り込むこと。

(5) 上記(1)～(4)の業務遂行にかかる計画の策定

(6) 上記(1)～(4)の業務にかかる進行管理

(7) 事業実績報告書及び成果物の提出

- ① 事業実績報告書 紙媒体 3 部及び電子データ
- ② 成果物 北海道+東京または東京近郊を繋ぐ AT 商品

8. 事業説明会

本事業に関する事業説明会を ZOOM によるオンラインで開催する。参加希望者は 7 月 20 日 (木) 17:00 までにメールで連絡すること。また、説明会時に得た情報は、本事業の提案目的のみに使用し、使用後は破棄すること。

(1) 日時 令和 5 年 7 月 21 日 (金) 13:00～14:00

(2) 場所 ZOOM ミーティング (説明会の参加表明者に対して後日 URL を送付)

9. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行うこと。

(1) 提出期限 令和 5 年 7 月 26 日 (水) 17:00

(2) 提出方法 メール

(3) 提出場所 AT 推進部 竹田 晴香 h_takeda@visithkd.or.jp

10. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

上記「7. 業務委託内容 (企画提案事項)」に係る企画提案事項を記載すること。審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

② 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする (A4 用紙 1 枚程度)。

③ 実施スケジュール (企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する) 執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

④ 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。

⑤ 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

- ⑥ コンソーシアム協定書の写し
コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること（定型書式は別添のとおり）
- ⑦ 見積書（参考見積り）
 - 押印不要（企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する）
 - 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること
- (2) 規格及び部数
A4判 5部（社名あり1部、社名なし4部）
- (3) 提出方法
提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。
- (4) 提出期限
令和5年8月4日（金）15:00（厳守）
- (5) 提出場所
札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
北海道経済部観光局観光振興課内
（公社）北海道観光振興機構 AT推進部
担当：竹田 晴香 TEL 011-206-6951

11. 選定基準

- (1) 業務遂行能力
北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
 - 指示内容が十分理解されているか。
 - 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
 - 効果的な事業内容となっているか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案になっているか。

12. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。
- (5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。
- (10) ヒアリングはZoomでの参加を可とする。
- (11) 企画提案の採否については文書で通知する。

13. 著作権等の取扱

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等
ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者

の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

14. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

15. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

16. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
北海道経済部観光局観光振興課内
公益社団法人 北海道観光振興機構
AT 推進部 竹田 晴香
h_takeda@visithkd.or.jp
TEL 011-206-6951

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和5年度 アドベンチャートラベル推進事業 商品造成に向けた国内連携事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和5年度 アドベンチャートラベル推進事業 商品造成に向けた国内連携事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

